

消費者行政センターメールマガジンサービス 「かわさき消費生活メールマガジン」を配信しています！

どんな内容を配信するの？



1 最新の消費者トラブルなどの相談事例

日々巧妙化、複雑化し続ける悪質商法への対処は難しく、被害は後を絶ちません。そんな最新の悪質商法被害情報の手口や対処法などについて配信します！

2 消費生活関連イベントの開催案内

消費者行政センターや川崎市主催の消費生活関連イベントや講演会の開催情報を配信します！

どうやって登録するの？



QRコードを携帯電話で読み取ると
自動でメール送信画面が開きます！

- ① mailnews@k-mail.city.kawasaki.jp (パソコン用)
mailnews-m@k-mail.city.kawasaki.jp (携帯電話用) に空メール (※) を送信します。
- ② 登録手続メールが返信されます。
- ③ 登録手続ページに入り「メールマガジン登録」ボタンを押します。
- ④ メールマガジン・ニュースのカテゴリー一覧の中から「かわさき消費生活メールマガジン」をチェックして「登録」ボタンを押します。
- ⑤ 登録ページに戻りましたら「終了」ボタンを押します。これで登録完了！
次回配信時から配信されます。



※空メール 「からめーる」と読みます。タイトル、本文に何も書かずに送るメールのことです。

配信の頻度は？



毎月1回程度配信しています。

是非御活用ください！！



猫かぶり

いいカモ

てるみ〜にゃ

お問い合わせ 川崎市消費者行政センター 044-200-3864

~~~~かわさき消費生活メールマガジン~~~~

最新消費生活相談事例を更新しました

【相談事例】

長年短歌が趣味で、同人誌に掲載を続けてきた。突然電話で「あなたの短歌を新聞に掲載しませんか」と誘われ、長年の趣味の記念にになると思い、5万円支払って掲載した。その後、次々と電話で大手新聞の地方版や、短歌冊子への掲載等の掲載があり、断り切れずに契約をしていた。しかし、冊子への掲載料は10万円だと思っていたら、1回の掲載が10万円です6回分の契約と言われた。年金暮らしでもう支払えないので解約したい。

【アドバイス】

●本件の事例以外にも、「無料で掲載すると言われて了承し成約書に記入して返送したところ後日掲載紙と掲載料10万円の請求書が届いた。解約を申し出たが掲載枠を取ってあるので解約できないと言われた」、俳句の新聞掲載の勧誘電話があり承諾して料金を支払ったが、掲載紙が送付されない。本当に掲載されたのか不審に思うなどといった相談が寄せられています。

●被害者は70代以上の高齢者がほとんどです。老人施設に勧誘電話があり契約してしまったという家族からの相談も多く、高齢者を狙う悪質な手口です。短歌・俳句以外にも、絵画・書道・写真などの

⋮



Colors, Future!  
いるいろって、未来。

川崎市